

令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について（案）

1. 目的

令和2年度診療報酬改定の答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、検証部会における令和2年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計（抽出方法、客体数等）、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。

3. 調査項目

令和2年5月27日中医協総会において検証部会で調査・検証を進めていくこととされた各項目について、以下のとおり項目立てを整理し、令和2年度（5項目）及び令和3年度（6項目）の2か年に分けて実施することとする。その際、経過措置が設けられているなど改定の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要な項目については令和3年度に実施する。

- (1) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その1）（別紙1）
- (2) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その2）（別紙2）
- (3) 精神医療等の実施状況調査（その1）（別紙3）
- (4) 精神医療等の実施状況調査（その2）（別紙4）
- (5) 在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査（別紙5）
- (6) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その1）（別紙6）
- (7) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その2）（別紙7）
- (8) かかりつけ歯科医機能の評価や歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査（別紙8）
- (9) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査（別紙9）
- (10) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（別紙10）

※「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」については令和2年度及び令和3年度の2か年実施する。

各調査の実施年度は以下のとおり。

令和2年度	(1) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その1）
	(3) 精神医療等の実施状況調査（その1）
	(5) 在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査
	(6) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その1）
	(10) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
令和3年度	(2) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その2）
	(4) 精神医療等の実施状況調査（その2）
	(7) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その2）
	(8) かかりつけ歯科医機能の評価や歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査
	(9) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査
	(10) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

4. スケジュール（予定）

I 令和2年度調査

令和2年6月	検証部会、総会で調査項目の決定
7～8月	事務局において受託業者の調達、決定
9～10月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 →検証部会、総会で調査票の決定
11月～令和3年1月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
2～3月	調査検討委員会で調査結果の検討 →調査結果を取りまとめ次第報告

II 令和3年度調査

令和3年3～4月	事務局において受託業者の調達、決定
5～6月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 →検証部会、総会で調査票の決定
7～9月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
10～11月	調査検討委員会で調査結果の検討 →調査結果を取りまとめ次第報告

5. 調査設計における留意点について

調査の簡素化及び有効回答率の向上等について、引き続き、次の対応を進める。

- (1) 各種診療報酬項目の算定医療機関数や算定件数等については、出来るだけNDBデータ等の行政データを活用し、客観性を確保する。
- (2) 調査票の質問項目は調査目的に沿った必要最低限のものとし、回答率の向上を図る。
- (3) 調査対象施設が会員等となっている関係団体に対し、調査への協力を会員等にアナウンスしていただき、回答率の向上を図る。

6. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの医療機関等がその対応等に伴う影響を受けているため、調査に当たっては今後の状況等も踏まえながら、以下の点について十分に配慮する。

なお、調査時点において、感染拡大の状況により調査の実施について検討が必要となる場合は、実施方法等について改めて検討を行うこととする。

- (1) 回答への負担軽減の観点から、調査票の質問項目については、本調査のために新たな集計作業をしなければ回答できない質問や自由記述での回答を求める質問は、最小限となるよう配慮を行う。
- (2) 調査対象とする医療機関の選定においては、調査時点において特定の地域等で感染が拡大している場合は、当該地域等を除外するなどの対応を検討する。
- (3) 回答方法について、WEB及び電子調査票等を活用するなど、負担軽減のための配慮を最大限図ることとする。
- (4) やむを得ない状況により回収率が低くなることも想定されることから、調査の有効性確保のため、適切な調査客体数の設定を検討する。
- (5) 調査結果等については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響があることを念頭に置き、分析を実施する。

※令和2年度調査

(1) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査(その1)
(案)

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、外来医療の機能分化の観点から、大病院受診時の定額負担の対象病院の範囲を拡大するとともに、かかりつけ医機能をより一層推進する観点から、機能強化加算、地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等の要件の見直し等を行った。また、抗菌薬の適正使用推進の観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算の対象年齢を拡大するとともに、抗菌薬適正使用支援加算の要件の見直し等を行った。さらに、外来における効果的・効率的な医学管理や、医薬品の適正使用を推進する観点から、小児特定疾患カウンセリング料における公認心理師がカウンセリングを行った場合の評価の新設、ニコチン依存症管理料の算定要件等の見直し、生活習慣病管理料の療養計画の様式等の見直し、療養・就労両立支援指導料の評価の充実等を行うとともに、医療におけるICTの利活用を推進する観点から、オンライン診療料の算定要件等の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・紹介状なしの病院受診時の定額負担の徴収状況及び導入の影響等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関における外来診療の実施状況等
- ・小児抗菌薬適正使用支援加算を算定する医療機関の診療の状況や患者の状態等
- ・抗菌薬適正使用支援加算を算定する医療機関における外来での抗菌薬の使用状況等
- ・明細書の無料発行義務化による影響、保険医療機関等における発行状況及び患者への影響等
- ・公認心理師がカウンセリングを実施した場合を含めた発達障害等に対するカウンセリングの実施状況等
- ・生活習慣病の重症化予防の取組状況等
- ・治療と仕事の両立に向けた支援の取組状況等
- ・オンライン診療の実施状況や対象患者の疾患等の患者背景等

3. 調査客体

- ・病院(病床規模等により層化抽出)又は診療所
※ 機能強化加算、地域包括診療加算、小児かかりつけ診療料、小児科外来診療料、生活習慣病管理料、オンライン診療料等の届出を行っている保険医療機関を含む。

- ・患者（関連する管理料等の対象となった患者を抽出）

4. 主な調査事項

- ・紹介状なしの病院受診時の定額負担の徴収状況や、外来機能分化の取組状況等
- ・機能強化加算、地域包括診療加算、小児かかりつけ診療料等の算定状況等
- ・初診外来における診察の実施状況及び患者の状態等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関の普及状況等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関と関係医療機関等との連携状況等
- ・外来医療から在宅医療への患者の移行状況等
- ・小児かかりつけ医の地域の関係機関との連携状況等
- ・急性感染症の小児患者に対する抗菌薬の使用状況及び患者の状態等
- ・明細書の発行実態、患者の明細書受領状況等
- ・生活習慣病の患者の診療状況や特定健診及び保健指導を行う保険者への情報提供の実績、遠隔モニタリングや多職種を活用した効果的な疾病管理に資する取組等
- ・小児特定疾患カウンセリング料の算定状況等
- ・療養・就労両立支援指導料の算定状況等
- ・オンライン診療料、各医学管理料における情報通信機器を用いた場合の評価等の算定状況等
- ・オンライン診療の実施状況等

等

※令和3年度調査

(2) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査(その2)
(案)

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、外来医療の機能分化の観点から、大病院受診時の定額負担の対象病院の範囲を拡大するとともに、かかりつけ医機能をより一層推進する観点から、機能強化加算、地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等の要件の見直し等を行った。また、抗菌薬の適正使用推進の観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算の対象年齢を拡大するとともに、抗菌薬適正使用支援加算の要件の見直し等を行った。さらに、外来における効果的・効率的な医学管理や、医薬品の適正使用を推進する観点から、ニコチン依存症管理料の算定要件等の見直し、生活習慣病管理料の療養計画の様式等の見直し等を行うとともに、医療におけるICTの利活用を推進する観点から、オンライン診療料の算定要件等の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・紹介状なしの病院受診時の定額負担の徴収状況及び導入の影響等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関における外来診療の実施状況等
- ・オンライン診療の実施状況や対象患者の疾患等の患者背景等

3. 調査客体

- ・病院(病床規模等により層化抽出)又は診療所
※ 機能強化加算、地域包括診療加算、小児かかりつけ診療料、オンライン診療料等の届出を行っている保険医療機関を含む。
- ・患者(関連する管理料等の対象となった患者を抽出)

4. 主な調査事項

- ・紹介状なしの病院受診時の定額負担の徴収状況や、外来機能分化の取組状況等
- ・機能強化加算、地域包括診療加算、小児かかりつけ診療料等の算定状況等
- ・初診外来における診察の実施状況及び患者の状態等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関の普及状況等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関と関係医療機関等との連携状況等
- ・外来医療から在宅医療への患者の移行状況等
- ・オンライン診療料、各医学管理料における情報通信機器を用いた場合の評価等の算定状

況等

- ・オンライン診療の実施状況等

等

※令和2年度調査

(3) 精神医療等の実施状況調査(その1)(案)

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療を評価する観点から、入院患者に対する精神医療については、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、地域移行機能強化病棟入院料、精神科急性期医師配置加算等の要件の見直し及び退院時共同指導に係る評価の新設等を行った。また、外来患者に対する精神医療については、多職種による相談支援・指導について評価の新設等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、地域移行機能強化病棟入院料、精神科急性期医師配置加算等の要件の見直し、退院時共同指導に係る評価の新設等の影響等について検証を行う。

3. 調査客体

- ・病院(精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟、地域移行機能強化病棟入院料、精神科医師配置加算、精神科退院時共同指導料、療養生活環境整備指導加算等の届出を行っている保険医療機関を含む。)
- ・診療所(精神科退院時共同指導料、療養生活環境整備指導加算の届出を行っている保険医療機関を含む。)
- ・患者

4. 主な調査事項

- ・精神科急性期医師配置加算の算定状況
- ・精神病棟におけるクロザピン、持続性抗精神病注射薬剤の使用状況等
- ・精神療養病棟における疾患別リハビリテーションの実施状況等
- ・精神病棟からの地域移行・地域定着の実施状況等
- ・精神科外来における精神科退院時共同指導料、療養生活環境整備指導料の算定状況等
- ・精神科患者への訪問診療・訪問看護の実施状況や関係機関との連携状況等

等

※令和3年度調査

(4) 精神医療等の実施状況調査(その2)(案)

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療を評価する観点から、退院時共同指導に係る評価の新設、多職種による相談支援・指導に対する評価の新設、依存症集団療法の対象疾患をギャンブル依存症にも拡大、精神科在宅患者支援管理料に係る要件の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

精神医療における退院時共同指導に係る評価の新設、ギャンブル依存症の集団療法プログラムに対する評価の新設、精神科在宅患者支援管理料に係る要件の見直しの影響等について検証を行う。

3. 調査客体

- ・ 病院(精神科退院時共同指導料、療養生活環境整備指導加算、依存症集団療法、精神科在宅患者支援管理料の届出を行っている保険医療機関を含む。)
- ・ 診療所(精神科退院時共同指導料、療養生活環境整備指導加算、依存症集団療法、精神科在宅患者支援管理料の届出を行っている保険医療機関を含む。)
- ・ 患者

4. 主な調査事項

- ・ 精神病棟からの地域移行・地域定着の実施状況等
- ・ 精神科外来における精神科退院時共同指導料、療養生活環境整備指導料、依存症集団療法の算定状況等
- ・ ギャンブル依存症の集団療法プログラムの実施状況等
- ・ 精神科在宅患者に対する支援の実施状況等

等

※令和2年度調査

(5) 在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、在宅医療・訪問看護の提供体制の確保、在宅患者の状態に応じた対応を推進する観点から、在宅医療では、2箇所目の医療機関による訪問診療の評価の明確化や在支病の要件の明確化、機能強化型訪問看護ステーションに係る人員配置要件の見直し、医療機関における訪問看護に係る加算の新設等を行った。また、在宅歯科医療については、歯科疾患在宅療養管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション管理料の見直し等を行った。

本調査では、その影響を検証するために、在宅医療(歯科訪問診療を含む)、訪問看護を実施している保険医療機関等に訪問の実施状況や患者へ行われている医療内容、介護関係者との連携等について調査を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・他の医療機関等と連携した訪問診療の実施状況、併設する介護施設等への訪問診療の実施状況等
- ・在宅療養支援診療所以外の診療所における他の医療機関等との連携状況及び訪問診療の実施状況等
- ・医療機関における訪問看護の実施状況や関係機関との連携状況等
- ・訪問看護ステーションにおけるターミナルケアや医療的ケアが必要な患者への訪問看護の実施状況、医療機関や学校等の関係機関との連携状況、理学療法士等による訪問看護の実施状況、精神科訪問看護の実施状況等
- ・看取り期の患者や緩和ケアを受ける患者等について、医療関係者と介護関係者との連携や制度利用にあたっての円滑移行等
- ・ICT等を用いた関係機関間の連携の実施状況等
- ・在宅療養支援歯科診療所における歯科訪問診療の実施状況、他の医療機関(医科、歯科)との連携状況、病院、介護保険施設等との連携状況等
- ・在宅療養支援歯科診療所以外の歯科医療機関における歯科訪問診療の実施状況、他の医療機関(医科、歯科)との連携状況等

3. 調査客体

- ・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料、訪問看護・指導体制充実加算等の届出を行っている医療機関及び患者
- ・訪問看護ステーション及び利用者
- ・在宅療養支援歯科診療所、歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所以外)及び患者

4. 主な調査事項

- ・在宅医療、訪問看護の実施状況、対象患者の状態、居住形態、診療・看護の所要時間等
- ・ICT等を用いた関係機関間の連携状況
- ・在宅療養支援歯科診療所への移行状況、歯科訪問診療の対象患者の状態、居住形態、診療時間、診療内容、関係機関との連携状況等
- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、継続診療加算及び包括的支援加算の算定状況等
- ・在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅ターミナルケア加算、訪問看護・指導体制充実加算の算定状況等
- ・歯科訪問診療料及びその加算、訪問歯科衛生指導料、歯科疾患在宅療養管理料及びその加算の算定状況等

等

※令和2年度調査

**(6) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する
実施状況調査(その1)(案)**

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、医師等の医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、医療従事者の負担軽減に資する取組の実施を要件とする加算の新設及び評価の充実を実施するとともに、常勤配置に係る要件及び専従要件の見直しや、情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し等を行った。

本調査では、医療従事者の負担軽減に資する取組の実施状況や、常勤・専従要件の見直しの影響等について調査を行う。

2. 検証のポイント

病院勤務医や看護職員の負担軽減に資する取組の実施状況及び取組の効果評価、常勤・専従等の人員配置に係る要件の見直しの影響、業務の効率化に資するICTの利活用の実施状況等について検証を行う。

3. 調査客体

病院(病院勤務医・看護職員の負担軽減に資する取組を要件とする以下の項目(※)を届け出ている保険医療機関を含む。)

※ 病院勤務医・看護職員の負担軽減に資する取組を要件とする項目

総合入院体制加算、医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算、看護補助加算、病棟薬剤業務実施加算、地域医療体制確保加算、救急搬送看護体制加算(夜間休日救急搬送医学管理料)、処置・手術の休日加算1・時間外加算1・深夜加算1等

4. 主な調査事項

- ・負担軽減に資する取組を要件とする加算の届出状況、職員体制(常勤配置等)、勤務状況(医師、看護職員の勤務時間等)、負担軽減に資する取組の実施状況及び今後取り組む予定の事項等(施設票)
- ・診療科別の負担軽減に資する取組の実施状況、タスク・シェアリング/タスク・シフティングの実施状況、勤務状況及びその効果(医師票)
- ・病棟別の負担軽減に資する取組の実施状況、勤務状況及びその効果(看護師長票)
- ・職員体制等の見直しの状況及び勤務状況(薬剤師票)
- ・ICTの利活用の実施状況
- ・医師事務作業補助体制加算、急性看護補助体制加算、看護補助体制加算(負担軽減の項

目)、地域医療体制確保加算の算定状況

- ・(地域医療体制確保加算を届け出していない医療機関について) 届け出していない理由、地域医療介護総合確保基金の申請の有無

等

※令和3年度調査

(7) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する
実施状況調査(その2)(案)

1. 調査の目的

令和2年度診療報酬改定において、地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価や、医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価等を行った。また、情報通信機器を用いたカンファレンス等の実施がさらに進むよう、要件の見直し等を行った。本調査では、医療機関における勤務環境改善の取組状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関における救急医療提供体制、病院勤務医等の勤務環境改善のための取組内容や実施状況、業務の効率化に資するICTの利活用の実施状況等について検証を行う。

3. 調査客体

病院(病院勤務医・看護職員の負担の軽減に関連する診療報酬項目(※)を届け出ている保険医療機関を含む。)

※ 病院勤務医・看護職員の負担の軽減に関連する診療報酬項目

地域医療体制確保加算、救急搬送看護体制加算(夜間休日救急搬送医学管理料)、総合入院体制加算、医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算、病棟薬剤業務実施加算 等

4. 主な調査事項

- ・負担軽減に資する取組を要件とする加算の届出状況、職員体制(常勤配置等)、勤務状況(医師、看護職員の勤務時間等)、負担軽減に資する取組の実施状況及び今後取り組む予定の事項等(施設票)
- ・診療科別の負担軽減に資する取組の実施状況、タスク・シェアリング/タスク・シフティングの実施状況、勤務状況及びその効果(医師票)
- ・病棟別の負担軽減に資する取組の実施状況、勤務状況及びその効果(看護師長票)
- ・職員体制等の見直しの状況及び勤務状況(薬剤師票)
- ・ICTの利活用の実施状況
- ・(地域医療体制確保加算を届け出していない医療機関について)届け出していない理由、地域医療介護総合確保基金の申請の有無・前年度の基金の交付の有無

等

※令和 3 年度調査

(8) かかりつけ歯科医機能の評価や

歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査 (案)

1. 調査の目的

令和 2 年度診療報酬改定において、歯科医療機関における院内感染防止対策を推進する観点から、歯科初診料及び歯科再診料の引上げを行うとともに、院内感染防止対策に関する施設基準についての見直しを行った。

また、歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理を推進するため、歯科疾患管理料の初診時及び長期管理時の評価の見直しを行うとともに、歯周病安定期治療の対象となっていない歯周病を有する患者に対する評価を新設した。

これらの見直しを踏まえ、歯科疾患の継続的管理の状況やかかりつけ歯科医機能等を検証するため調査を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・ 初診料の注 1 に規定する施設基準の届出状況及び院内感染防止対策の取り組み状況等
- ・ 歯科疾患管理料を算定する患者の状況 (各加算の算定状況や管理内容等)
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出状況、診療の状況及び患者の状況等

3. 調査客体

- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所、歯科医療機関 (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所以外) 及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 保険医療機関の初診料の注 1 に規定する施設基準の届出状況
- ・ 歯科医療機器等の患者ごとの交換や滅菌処理、職員研修等の院内感染防止対策の取り組み状況
- ・ 歯科疾患管理料、歯科疾患管理料長期管理加算、歯周病重症化予防治療を算定する患者の状況及び管理内容
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出医療機関における診療の状況及び地域医療・地域保健への取組状況
- ・ 口腔機能管理料、小児口腔機能管理料の算定状況
- ・ 歯科医療機関及び歯科外来診療における ICT の活用状況

等

※令和3年度調査

(9) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和2年度調剤報酬改定において、薬剤師のかかりつけ機能の評価推進のため、重複投薬解消の取組の評価、地域支援体制加算の要件の見直し、同一薬局の利用推進等を行った。

また、対物業務から対人業務への構造的な転換を促進するため、薬局が医療機関と連携して行う調剤後のフォローアップの評価や調剤料及び効率的な経営を行う薬局の調剤基本料の適正化等を行った。そのほか、薬機法改正により令和2年9月に実施可能となるオンライン服薬指導の評価の新設等を行った。

これらを踏まえ、改定に係る影響やかかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

保険医療機関と保険薬局の連携による重複投薬、ポリファーマシー及び残薬の削減に向けた取組、対人業務に係る薬学管理料の評価、調剤基本料及び調剤料の適正化、オンライン服薬指導等の現状と効果等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 重複投薬、ポリファーマシー及び残薬の削減に向けた保険医療機関や保険薬局の取組状況等
- ・ 特定薬剤管理指導加算2、吸入薬指導加算及び調剤後薬剤管理指導加算の算定状況等
- ・ かかりつけ薬剤師指導料の算定状況等
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局に関しての患者の意識及び同一薬局の利用状況
- ・ 地域支援体制加算の届出、算定状況
- ・ 調剤基本料の適正化を行った薬局の状況等
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の在宅薬学管理の算定状況
- ・ オンライン服薬指導の届出、算定状況

等

※令和 2 年度調査、令和 3 年度調査

(10) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（案）

1. 調査の目的

令和 2 年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方に記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、それに伴う保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、後発医薬品調剤の評価による後発医薬品の調剤状況の変化等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 保険薬局で受け付けた処方箋について、「一般名処方」に記載された処方箋の受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況
- ・ 保険薬局における後発医薬品への変更調剤の状況
- ・ 後発医薬品の使用促進に係る加算及び減算の届出、算定状況
- ・ 医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・ 後発医薬品についての患者への説明状況
- ・ 後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 保険医療機関（入院・外来）における後発医薬品の使用状況
- ・ 後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識
- ・ バイオ後続品の使用に関する状況
- ・ 地域や病院における医学的妥当性や経済性の視点を踏まえた処方の取組の状況

等

別添

答申書附帯意見	主な検討の場 ※は調査を行わないもの。
(全般的事項) 1 近年、診療報酬体系が複雑化していることを踏まえ、患者をはじめとする関係者にとって分かりやすいものとなるよう検討すること。	総会 ※
(働き方改革) 2 医師・医療従事者の働き方改革を推進し、地域医療を確保するための取組に係る今回改定での対応について、その効果等を検証・調査するとともに、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。	検証部会、 入院医療等に関する 調査・評価分科会
(入院医療) 3 一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等の入院基本料や、特定集中治療室管理料、地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の特定入院料に係る、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等について、引き続き検討すること。	入院医療等に関する 調査・評価分科会
4 救急医療管理加算の見直しの影響を調査・検証し、患者の重症度等に応じた救急医療の適切な評価の在り方について引き続き検討すること。	入院医療等に関する 調査・評価分科会
(DPC/PDPS) 5 急性期の医療の標準化をすすめるため、病院ごとの診療実態を把握するとともに、医療資源投入量等の指標とその活用方法について引き続き検討すること。	入院医療等に関する 調査・評価分科会
(かかりつけ機能、精神医療、生活習慣病等) 6 かかりつけ医機能を有する医療機関との連携の評価の新設等の影響を調査・検証すること。また、かかりつけ医機能を有する医療機関と専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方について引き続き検討すること。	検証部会
7 地域における質の高い在宅医療と訪問看護の提供体制の確保に資する評価の在り方について、引き続き検討すること。	検証部会
8 妊産婦に対する診療の適切な評価について引き続き検討すること。	総会 ※
9 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価について引き続き検討すること。	検証部会
10 依存症に対する管理料等の評価の見直しの影響を調査・検証し、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。	検証部会
11 オンライン診療料の見直しや、オンライン服薬指導の評価の新設に係る影響を調査・検証し、ICTを活用した診療や薬学的管理等の評価の在り方について引き続き検討すること。	検証部会

<p>(医薬品の適正使用)</p> <p>12 重複投薬、ポリファーマシー及び残薬等への対応に関して、影響を調査・検証し、引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>13 AMRアクションプランの進捗状況及び抗微生物薬適正使用の手引きの見直し状況等を踏まえ、外来における抗菌薬の処方状況等について把握・分析し、抗菌薬の適正使用のための新たな方策を講ずる等抗菌薬の使用量の更なる削減を推進すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>14 病院内における医学的妥当性や経済性の視点も踏まえた処方の取組について、院内における実施体制や実施方法等の実態把握や分析等を進めること。</p>	<p>総会 (検証部会)</p>
<p>(歯科診療報酬)</p> <p>15 院内感染防止対策に係る初診料・再診料の見直しの影響を把握し、院内感染防止対策の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>16 口腔疾患の長期的な管理を含めた継続的管理の実施状況等を調査・検証するとともに、診診連携及び病診連携の在り方等について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(調剤報酬)</p> <p>17 調剤基本料、調剤料及び薬学管理料の評価の見直しによる影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況を調査・検証し、薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(後発医薬品の使用促進)</p> <p>18 バイオ後継品を含む後発医薬品使用の更なる推進のために、医療機関や薬局における使用状況を調査・検証し、薬価の在り方や診療報酬における更なる使用促進策について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(医療技術の評価)</p> <p>19 医療技術の高度化や専門化に対応して、費用対効果の観点を踏まえつつ、イノベーションの評価等がより適切となるよう引き続き検討すること。</p>	<p>診療報酬基本問題小委員会、医療技術評価分科会、先進医療会議、保険医療材料専門部会、薬価専門部会 ※</p>
<p>(その他)</p> <p>20 医療機関と関係機関との連携の下で提供される医療について、その実態に応じた報酬の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>総会 ※</p>